



# 広島県報

号 外  
第 132 号

発行所 広島県庁  
〒730-8570 広島市基町10番52号  
電話 2,700円

## 目 次

### 人事委員会公告

身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験を次のとおり行います。

## 人事委員会公告

身体に障害のある人を対象とした広島県職員採用選考試験を次のとおり行います。

平成18年9月5日

広島県人事委員会

### 1 選考試験職種及び採用予定人員

| 職 種  | 勤 務   | 先 | 主 な 職 務 内 容                                       | 採用予定人員 |
|------|---|---|---|--------|
| 一般事務 | 知事部局、教育委員会等の各室・課及び地方機関等並びに県立学校、広島市を除く市町立小中学校等 |   | 庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導、奨励・振興、渉外・折衝等              | 2名程度   |
| 警察事務 | 警察本部の各課、警察学校及び警察署                             |   | 庶務・経理、予算、企画・立案、広報、調査、指導等(日直・宿直や交替制などの変則的勤務を含みます。) | 1名程度   |

### 2 受験資格

事務職として介護者なしに職務の遂行が可能な人で、次の(1)～(4)の全てに該当する人が

受験できます。

- (1) 昭和51年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人(学歴・男女を問いません。)
  - (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までの人
  - (3) 活字印刷文による出題に対応できる人
  - (4) 自力で通勤が可能な人
- ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- ア 日本の国籍を有しない人
  - イ 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - エ 広島県の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
  - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3 選考試験の期日、場所及び合格発表

| 区 分     | 期 日  | 場 所  |
|---------|--|--|
| 選 考 試 験 | 10月22日(日)午前9時から<br>(各受験者の受付時間は受験票送付の際<br>指定します。) | 広島県庁 本館6階 講堂<br>(広島市中区基町10番52号)  |
| 合 格 発 表 | 11月17日(金)午前9時                                    | 広島県庁掲示板(受験者全員に合否<br>を通知します。また、広島県人事委<br>員会ホームページにも合格者の受験<br>番号を掲載します。) |

### 4 試験の方法

| 試 験 項 目 | 配 点 | 試 験 内 容  | 問 題 形 式 | 試 験 時 間 |
|---------|-----|--|---------|---------|
| 教 養 試 験 | 50  | 社会、国語、数学、理科、英語等の知識<br>及び文章理解、判断推理、数的推理、資料<br>解釈等の能力について行います。 | 択一式     | 1時間30分  |
| 作 文 試 験 | 30  | 主として文章による表現力についての試<br>験で、課題はおおむね身近な事例から出題<br>します。            | 記述式     | 1時間     |
| 面 接 試 験 | 40  | 個別面接   |         |         |
| 適 性 検 査 | なし  | 職務を遂行していく上で必要な適性の有無を確認します。                                   |         |         |

|      |    |   |
|------|----|---|
| 身体検査 | なし | 通常の職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて確認します(所定の身体検査書の提出を求めます。身体検査書の用紙は、申込受付後、受験票とあわせて郵送します。)。なお、試験日に医師が各受験者に対して問診を行います。 |
|------|----|---|

- (注) 1 合格者の決定は、各試験項目の成績を総合して決定します。ただし、各試験項目において、最低限必要な基準を設け、その基準に達しない試験項目が一つでも存在する受験者は、他の試験項目の成績にかかわらず不合格となります。
- 2 教養試験の例題及び平成14年度以降に実施した作文試験の課題は、行政情報コーナー(広島県庁南館1階)で閲覧できます。

5 申込・問い合わせ先その他

広島県人事委員会事務局公務員室

〒730 - 8511 広島市中区基町9 - 42 (県庁東館7階)

電話 (082) 228 - 2111 (代表) 内線5144

(082) 513 - 5144 (ダイヤルイン)

(082) 223 - 8182 (採用試験テレフォンサービス)

広島県人事委員会ホームページ: <http://www.pref.hiroshima.jp/jinjinkai/>